

令和5年度 ゆずり葉こども園事業計画

1. 概要

①運営方針

- 園舎の改築工事が始まり、新園舎での生活に期待が膨らむ一方、工事中は園児や保護者が安心して利用できる環境を整える事を第一に保育を行います。
- 工事中の振動や騒音について施工者と共に地域対策を行います。
- 竣工までの様子は子ども達や保護者に情報を発信しながら園の運営を進めます。
- 保育士確保は引き続き困難を極め、影響で0歳児については定員に対して3名減でスタートします。引き続き採用活動を継続し、職員採用ができれば随時、園児の受け入れを行います。
- 令和6年度から1号認定児の定員を15人にするため、積極的な情報を発信するため、近隣の病院、スーパーなどの協力店舗に、園での活動内容等を掲載したポスターやチラシを設置してもらえよう働きかけ、園児の確保に繋げる活動を行います。
- 人材の確保が非常に厳しい状況の中で、打開策の一つとして6月の就職フェアに参加し、職員採用につなげる活動をし、正規職員を雇用することで勤務の負担や時間外労働の削減などの労働環境を改善します。

②利用定員 111名

利用児童数	1号認定児	1名
	2号認定児	69名
	3号認定児	39名

③事業日数 293日（日曜、祝日及び12月29日～1月3日は休園）

④開園時間 平日・土曜日 7:30～19:00

⑤保育時間

★2号3号認定児

平日、土曜日	早朝保育	7:30～8:30
	通常保育	8:30～16:30
	延長保育	保育短時間児 16:30～19:00
		保育標準時間児 18:30～19:00

★1号認定児

平日	早朝保育	7:30～9:00
	通常保育	9:00～13:30
	預かり保育	13:30～19:00

- ⑥職員数 園長 1 名、主幹保育教諭 2 名、看護師 1 名、保育教諭 16 名（うち非常勤 7 名）
 学校内科医・学校歯科医 各 1 名（年 2 回検診実施）
 学校薬剤師 1 名（年 2 回検査実施）
 給食委託業者から の栄養士 1 名 調理員 3 名

2. 教育・保育運営

①教育・保育理念

- 子どもは子ども同士認め合い、助け合い、励まし合い、学び合う子ども社会の中で成長することが望ましいと考えます。
- 私たちは子どもの個性・人格を尊重し、自立を促し、日々の生活の中で家族とともにその成長・発達の援助を行います。

②教育・保育方針

1. 社会福祉法人白鳩会メソッド、1 日の保育の流れを中心に子ども達が主体的に生き生きと生活・活動できる環境を整え、自己を十分発揮して「生きる力」を育む。
2. 在園児および地域の子育ての支援を行う。
3. 愛着関係を確立させ、子どもとの継続的な信頼関係を築く。

③教育・保育の目標

- 乳幼児の愛着関係を基盤とし、認知能力（記憶、計算、判断、決定、言語理解など）非認知脳力（意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、思いやり、自己肯定感）を育む。

④クラス編成及び職員

0 歳児	ひよこ組	6 名		保育教諭 2 名	乳児フリー 1 名
1 歳児	あひる組	12 名		保育教諭 2 名	
2 歳児	もも組	18 名		保育教諭 3 名	
3 歳児	あか組	23 名		保育教諭 2 名	幼児フリー 1 名
4 歳児	き組	24 名	（1 号認定児 1 名）	保育教諭 2 名	
5 歳児	あお組	24 名	（1 号認定児 1 名）	保育教諭 2 名	

合計園児数 107 名（1 号認定児 1 名）保育教諭 16 名 フリー 2 名
 朝夕延長保育担当教諭 2 名

⑤教育・保育内容

- 新型コロナウイルスが 2 類から 5 類に移行することでマスクの着用や行動制限が緩和されるため、これまでのマスクで口元が見えない中での保育では、子どもの成長や発達に影響が出ていましたため、子どもの健やかな成長のためにも保育士が 1 日でも早くマスクを外した状態で保育ができる方法を考えます。

- 非常勤の職員の人数が多く、非常勤職員の仕事に対する「お手伝い感覚」が抜けないという現状があります。その中で職員の意識を変えていくためにも園内研修を充実させ、1人ひとりが責任を持ち、質の高い保育が提供できるように職員の育成を行います。
- ゆるやかな育児担当制、少人数のグループ保育の充実を図ります。乳児保育は人間形成の最も大切な時期であるため、愛情を持った優しい関りを心掛け、身近な大人との愛着関係を築き自己肯定感を高め、認知能力と非認知能力を育みます。
- 配慮の必要な子どもには保育士が日々の活動に追われず時間に余裕を持って保育を行います。また乱暴な言葉使いの子ども見えるため、保護者と一緒に健全な子育てを目指します。
- 身近な大人との関係が重要な乳児期に保育士との愛着関係を構築し、子どもとの関係を深めます。
- 工事中であり、園庭で十分に活動が出来ないため、極力毎日、近くの公園に散歩に出かけます。幼児クラスは公園での遊びの他、身体を動かすように公園での活動内容もカリキュラムに入れ、今までの運動の質を低下させないように努めます。
- 登園後に行う「朝の意味ある運動」で、前日の脳内ストレスを発散させ、その後に落ち着いて活動に入ることができるようにします。また午前中に太陽の光を浴びてたくさん身体を動かし、子ども達が熱中して遊べるような保育を行います。
- 子ども達の体力の低下を感じているため、安田式運動遊具を正しく使って運動をすると共に、乳児期から子ども達の体幹が不安定子もいるため、体幹を意識した運動内容を考え、運動能力を高めます。
- 週1回のリトミックは各教室で行うため、出来る動きは限られますが、ピアノの音を集中して聴き、即時反応や基本的な動きの歩く、走る、跳ぶ等の動作や身体の使い方を丁寧に教えます。
- 引き続き「早寝・早起き・朝ごはん」を推奨し、規則正しい生活が子どもの成長に大きく影響することを伝え、集団で社会を学ぶことの大切さを理解してもらいます。
- 体育遊び（3～5歳児）、リズム遊び（3～5歳児）、歌唱指導（2～5歳児）、フットサル（4、5歳児）は専任の講師の指導により実施します。
- 全国人権擁護委員連合会のリーフレット「種をまこう」を教材として月1回、人権教育を行います。子ども達に分かりやすく伝え、日常の生活の中である様々な事を子ども達と一緒に考えながら人権を尊重した保育を行います。また虐待についても早期発見に努めます。

⑥家庭との連携

- 保育日誌やおたよりはドキュメンテーションで発信します。毎月配布している「ゆずりはだより」については令和5年度から従来の紙媒体に加えてスマートフォン等でいつでも見ることができるようになります。
- 新入園児説明会、年2回のクラス懇談会、年1回の個人懇談会などの場で教育・保育理念、目標、方針について保護者に説明します。クラス懇談会では1日の子どもの様子を映像や資料を用いて現状を報告し、課題の部分についても保護者に伝え、子どもの育ちを考えます。保護者会の中でも保育内容について理解を得られるようにし、信頼関係を深めます。
- 動画視聴やゲームをする時間の機会が増えると脳が興奮状態になり、生活リズムの乱れ、子どもの育ちや発達に影響が出るため、規則正しい生活「早寝・早起き・朝ごはん」を呼び掛け、子ども達が健康に生活できるように努めます。

- 配慮が必要な子どもについてはケース会議を持ち、包括支援センター、保健センターと密に連携をし、個々の子どもの発達や家族構成、家庭環境などを職員間で情報共有し、その子に応じた配慮を行います。
- 転園後の園児と保護者や卒園児とその保護者への支援を継続して行い、転園、卒園後の子どもと保護者を見守るための相談窓口を開きます。園長、主幹保育教諭が窓口となり、相談相手を選び、いつでも相談できる環境を整えます。
- 日々の送迎時や個人懇談会等で日々の子どもの様子を伝えたりして保護者とのコミュニケーションを密に行い、信頼関係を深めます。

⑦人材育成

- 少人数のグループ保育をすることの必要性や意味合いを職員と共に学び直し、乳児期からの子どもの育ちを考え、保育士の責任意識を高めていける研修の機会を作ります。
- 令和5年度から新しく改訂した「1日の保育の流れ」が実行しできているか園長、主幹保育教諭が確認し、丁寧な保育を定着させていきます。全職員が「1日の保育の流れ」に沿った保育ができるよう継続に努めます。
- 園外での研修の機会を増やします。研修時の心構えや、園の代表として研修を受けて学ぶことの意義を伝え、保育教諭として専門的な知識を身に付け、同時にキャリアアップ研修対象の職員についても計画的に参加します。
- 個別の研修計画を基に、法人の理念に沿った研修に参加し、専門職としての知識や技術の向上を図り、教育保育の質の向上を目指します。
- 第三者評価の受審で見た課題については、改善に向けた勉強会を行います。職員全体で再度自己評価と保育の見直しを行い、整備したマニュアルを守り、運用していきます。

⑧地域の実態に応じた事業

- 地域に向けて情報を発信するために、園庭開放等のお知らせを掲示し、地域の方に園を利用してもらえるように呼び掛けます。園庭が狭くなり十分に遊べないため、近くの公園に出向き「出張保育」を行い、次年度の園児の利用申し込みに繋がたいと考えます。
- 園庭開放等を通じて在園児との交流を行い、地域の方に園の事を知ってもらう機会を設けます。また、園見学に来られた時に園庭を開放したり、在園児との交流が出来るようにします。園見学は保護者にわかりやすく活動内容を伝えて、園に興味を持ってもらえるように努めます。
- 年度の途中で新園舎が完成します。子どもの人口が減少する中で、少しでも園児の獲得に繋げていけるように園側から積極的に行政に働きかけていくことが必要だと考えます。子育て支援の活動を通して子育て家庭のニーズの情報収集し、様々な相談の窓口となる等、地域の中で必要とされるこども園を目指します。また、災害時発生時は避難場所として提供することも考えます。
- 年長児が入学する予定の近隣小学校の授業参観をし、子どもの育ちや生活態度などの様子を見に行く機会を作ります。また、小学校からも就学前に園での様子を見学してもらい、小学校への移行がスムーズにできるように引き継ぎを行います。小学生との交流が実行できるようにしていきたいと考えます。

- 年長児が高齢者施設（デイサービスセンター）への訪問を双方で感染対策等を確認し、コロナ禍前に行っていた和太鼓演奏や歌を披露したり、アクティビティー等で触れ合う等、高齢者との交流の機会設ける方向で進めます。
- 中学生の職業体験学習の受け入れをします。職業体験学習で保育の仕事に興味を持ってもらい、ボランティアなどで園に戻ってきてくれるような活動を目指します。

⑨苦情処理

- 第三者委員2名の設置を行い、苦情解決の責任者を園長、苦情受付担当者を主幹保育教諭として苦情解決に努めます。苦情解決システムについては、園のガイドブックや入園説明会、クラス懇談会などで保護者に周知します。
- 「ご意見箱」を設置し、保護者からの意見や要望を集約します。意見・要望については、概ね24時間以内に回答書を貼りだします。24時間以内に回答できない案件についてはその旨を貼りだします。また対応途中の案件については経過を報告します。
- 保護者からの苦情や意見は真摯に受け止め「問題解決用紙」にまとめ、迅速な対応を行うと共に全職員で共有します。

⑩リスクマネジメント

- 非常災害発生時や感染症発生状況等にはモバイル配信システム（コネクト）を使い、随時保護者に情報を配信します。
- 非常時の園児の受け入れ先として、近隣のスーパーや大学を使用させていただけるように依頼し、日ごろから関係を深め連携します。
- 毎月1回の避難訓練（地震、火災）の実施と、消防署と連携を取っての年1回の総合災害訓練を行います。災害時は近隣の小学校が一時避難所となるため、大阪880万人訓練の時に合同で避難訓練を行い、避難方法を確認します。
- 守口警察署と連携して年1回、不審者対策の訓練を行います。
- 看護師が中心となり、感染症や嘔吐処理の方法、SIDS対応、心肺蘇生法（AEDの使い方）などの研修を行います。同時に日本赤十字社、警察署等の研修にも参加します。
- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂に準じて見直された食物アレルギーの対応について全職員で研修を行い、共通理解を図ります。また食物アレルギーによる発作が起こった時のエピペンの使用方法についても練習用で実践します。
- 備蓄品リストをもとに備蓄品の点検を毎月1回行います。期限などの管理をして随時交換・補充を行います。
- 怪我や事故防止に繋げるために、ヒヤリハットの取り組みを行います。集約したヒヤリハットは、事故が起りやすい時間帯や場所などの原因を検証し、更なる事故防止に努めます。

⑪工事等修繕の予定

- 園舎の老朽化に伴い、園舎の建て替え工事が始まりました。1期工事終了は、令和5年10月中旬で、2期工事終了は令和6年3月予定です。